



## ひとのうごき

### ■ すこやかに

10/13 たかもと 高本 ゆすな 柚那 《文彰・麻美（本山）》

### ■ やすらかに

10/ 3 江上 ミネ（法道寺）  
 10/ 4 岩村 好昭（高野道）  
 10/ 8 米崎 良嗣（西野津）  
 10/20 組永 キ工（若 洲）  
 10/20 早田 珠一（法道寺）  
 10/21 今田 一幸（島 地）  
 10/22 片山ミスエ（ 町 ）  
 10/26 永島 直美（中網道）  
 10/27 木村 博（早尾北）

### ■ おしあわせに

10/13 神久 侑紀（川上）・中川由里愛（八代市）

### ■ 人口（前月比）（平成29年11月1日現在）

男 性 5,644人 ▲11

女 性 6,470人 ▲ 5

総 数 12,114人 ▲16

世帯数 4,512世帯 ▲ 1

※「ひとのうごき」への掲載を希望される人は、町民環境課または、宮原振興局総務振興課へ「掲載依頼書」を提出してください。

問 町民環境課 戸籍住民係 ☎52-5851(直通)



### ■ 氷川町の火災・救急件数（H29年1月からの累計）

10月31日現在	火 災	救 急
氷川町	6	541

### ■ 熊本県内の交通事故件数・死傷者数

（H29年1月からの累計）

11月21日現在	件 数	死 者	傷 者
熊本県内	5,120	58	6,567
氷川町	28	2	35

## も く じ

- 2 ひとのうごき／氷川町の火災・救急件数
- 3 平成28年度決算に基づく  
健全化判断比率・資金不足比率公表
- 4 償却資産(固定資産税)申告について
- 5 町営住宅の補充入居者募集
- 6 すくーるらいふ(氷川中学校)
- 8 まちのわだい
- 10 けんこうだより
- 11 こころの健康コーナー  
／認知症キャラバンメイトだより
- 12 文化財つれづれ／八火図書館だより
- 13 立神峡だより
- 14 町民文芸
- 15 暮らしの情報
- 22 伝言板／まちへのホットライン
- 23 12月カレンダー
- 24 ひかわっ子写真館

## 今月の表紙

「第66回 熊本県統計グラフコンクール」において、宮原小学校3年生 4名（中村心結さん・源歩弥さん・井上実優さん・四宮咲弥さん）の作品が、特別賞として熊本県教育委員会賞を受賞しました。  
 （撮影 宮原小学校）



地方公共団体の財政の健全化に関する法律

# 平成28年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」と、公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表しなければなりません。

## 【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	-%	-%	6.40%	18.60%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

## 【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	-%
宅地開発事業特別会計	-%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

氷川町の平成28年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです。（①～④を総称して健全化判断比率といいます。）

### 【用語解説】 実質赤字比率

一般会計等（氷川町の場合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、標準財政規模（※1）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。

氷川町の一般会計等において赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

※1 標準財政規模…自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な経常的な一般財源をど

の程度もっているのかを表す指標で地方税や普通交付税等を合算したもの

### 連結実質赤字比率

（全ての会計の実質赤字の比率）  
町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計、宅地開発事業特別会計を加えたもの）の赤字額と黒字額を合算して赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。

実質赤字比率と同様に氷川町の公営企業会計でも赤字（資金不足）は生じていませんので、連結実質赤字比率は発生しません。

### 実質公債費比率

（公債費等の比重を示す比率）

町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額（一部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）の標準財政規模に対する割合で、3か年（26～28年度）の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合といえます。

### 将来負担比率

（借入金残高のほか将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）  
町の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債（借入金の返済等）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合。家計に例えると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合といえます。この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政を圧迫する可能性が高

いことを意味します。

### 資金不足比率

（公営企業ごとの資金不足額の比率）  
公営企業会計における資金不足額（※2）の事業規模（※3）に対する割合。氷川町では、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。

※2 資金不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとして、

公営企業ごとに算定した額

※3 事業規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

### 早期健全化基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

### 財政再生基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合「財政再生段階」（従来の財政再建団体）となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、この計画については総務大臣との協議で同意を得られないと一部の事業を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

### 【お問い合わせ先】

企画財政課 財政係  
☎52・5850（直通）